

発 行
福井県大野市天神町1番1号
大 野 市 役 所
電 話 (代) 6-1111
郵 便 番 号 9 1 2
印 刷 松 浦 印 刷 所



1月の人口の動き

出生	男 40	女 29	計 69
死亡	男 21	女 13	計 34
転入	男 47	女 42	計 89
転出	男 47	女 37	計 84
世帯数	10,120(前月- 4)		
人口	42,633(前月+ 40)		
男	20,507	女	22,126

市街地の雨水を赤根川へ

中野都市 下水路 4カ年計画で新設

大雨になるとすく家屋が浸水する市街地西北部の排水をよくするため市は中野都市下水路の工事を進めています。



この下水路は、本町通りと正膳町通りの交点から中野1丁目・庄林を経て、矢地係の赤根川まで、延長1,900m。このうち中野1丁目から赤根川までの区間1,580mに、上幅2.4m、下幅1.5m、高さ1.5mのコンクリート3面張り水路を新設します。断面は上流へい

くほど幾分小さくなります。事業は47年度から50年度までの4カ年計画で進め、9,900万円をかけます。昨年11月に着工した47年度事業は、用

地を800m買収し、赤根川から118m施工します。

これまで、市街地の西北部、特に中野1・2丁目、水落町にかけては、市街地に降る雨が集中して家屋が床下まで浸水するなど、このあたりの人たちは大変困っておられました。そこで、これらの町内を中心にした71mを排水区域とし、雨水を直接赤根川へ排水する都市下水路をつくることにしたのです。(写真は暖冬で工事が進む中野都市下水路工事)

◇阪谷こども芸能グループ◇

阪谷こども芸能グループは、こどもたちに郷土に伝わる踊りや太鼓を教えて保存しようと、阪谷公民館の呼びかけで生まれたものです。

会員は阪谷小学校5・6年生のうち、郷土芸能を習ってみようとして申し込んだ23人のこどもたちです。

2月10日、初めての練習会が阪谷公民館で行なわれ、阪谷芸能保存会員の人の



手をとって教えてもらうこどもたち

ちに手をとってもらって まず太鼓を習いました。「ウーン、ムズカシイ」と、まだぎこちない手つきながら、熱心に練習しました。これからも隔週の土曜日の午後練習を続けます。

同グループでは、太鼓をはじめ、シッチョイナ、ヨイヨイ、御前踊りなどの踊りや銭太鼓を習うことにしています。

グループを指導している阪谷公民館は「こどもたちが郷土芸能を習うことによって、郷土愛の心を養い、健全に育つように心がけたい」と話しています。

◇ふるさと五箇を愛する会◇

ふるさと五箇を愛する会は、2月18日発足。五箇地区に住んでいる人や、市街地に移られた同地区出身者の60人の青壮年で結成しています。同地区の豊かな自然や伝統ある文化財をいつまでも守っていこうとの愛郷心から、自主的に生まれた会です。

同地区は、市内で最も人口の減少が激しく、今秋には上打波の残る14戸の集団移住も計画されています。

人が住まなくなると自然が荒らされたり、生活に根ざした風俗や文化財がすたれることが心配されます。

同地区は山林が大半。オウレン、ワサビなどの特殊林産物、ゼンマイ、フキなどの山菜は豊富。打波川流域や刈込池周辺などの自然環境はすばらしいものです

同会はこれらの林産物や自然環境の保護、県指定無形文化財の「カンコ踊り」

郷土愛から

二月中に郷土愛から芽生えた二つの会が相次いで発足。祖先から受け継いだ芸能を保存し、ふるさとの自然を保護していくことになりました。この会は、「阪谷こども芸能グループ」と「ふるさと五箇を愛する会」。文化財保護、自然保護の上で、今後の活躍が期待されています。

芸能保存や

自然の保護に

などの郷土芸能を保存し、ふるさとのよさを後世に伝えたいと、いっています。

新年度から固定資産税が上がり、これは全国的なもので、物価水準の上昇によって土地・家屋の固定資産を時価に見合った価格に評価しな

高くなる 固定資産の評価

時価に見合う評価替えて

おすためです。評価替えは3年ごとに行なわれており48年度がこの年にあたり、また、税の公平の原則によって、

不均衡をなおす意味も含んでいます。土地については地方税法の改正が遅れており、細かい点は明らかではありませんが、なぜ高くなるのか、そのあらしをご説明してご理解を得たいと思います。

評価と課税標準

固定資産税は、土地や家屋の適正な時価によって課税するのが原則です。そのための評価は適正・公平でなければなりませんから、国が評価基準を定めて、これによって市長が個々の土地・家屋の価格を決めます。これを評価額といい、これをもとにして、直接税金の決定の基礎となる課税標準額を算出し、課税台帳に登録します。

評価額と課税標準額は一致するはずですが、昭和39年度の評価替えて、特に土地の評価額の変動が大きかったために、それで税額を決めるには、一時に税負担が高くなるため、課税標準額は農地をすえ置き、宅地は一定の負担調整措置がとられ差ができたのです。

さらに41年度では、宅地は毎年一定の割合で少しずつ課税標準を上げ、不均衡は正と新評価額に基づく税負担となるよう措置されました。

土 地

土地価格は全国的に上昇しており、当市も例外ではありません。そこで売買の実例価格によって評価基準も改正されるわけです。

宅地は全国平均では、45年度の2倍強当市でも市街地平均では1.81倍、村部では1.38倍に上がっています。また農地は1.05倍、山林・原野などは1.10倍です。

このため、土地の課税標準額についてこれまでとられていた負担調整措置は、その率が高くなって、住宅用地では昭和50年度までに新評価額のみまで引き上げられる見込みです。

その他の宅地は、個人・法人の所有別によってちがいますが、昭和50年度までに新評価額に達するまで引き上げられる見込みです。

いずれもこれまでの負担調整の割合より高い率で、課税標準額を算定することになります。税率は標準税率の1.4倍で変わりませんが、課税標準額の高くなる分だけ税金が高くなるわけです。

家 屋

家屋とは、住家・店舗・工場・倉庫などの建物をいいます。

家屋の評価額は、国が定めた基準点数と、市が定める地域の実情に合わせた減点補正率をもとにして決めます。

評価基準は過去9年間改正されず、これまで昭和38年度の基準を適用してきました。

47年度に改正された新基準では、木造家屋は38年度の1.6倍、非木造家屋（鉄筋・鉄骨など）は同1.4倍になり、木造の場合1点当たりの単価も89銭から95銭にあがります。

これまで当市の評価額は県内7市で最も低かったために、上げ幅が大きくなるわけですが、これでは納税者のみなさん

に一挙に高負担をかけることになり、県内各市の状況もみて、新築家屋で平均1.45倍にとどめました。

また、過去9年間基準が改正されなかったことなどから、建築年度によって評価額に一部不均衡が生じました。

物価水準の上昇を考え、43年以後の新築家屋だけは、毎年20～25%の範囲で評価額を上げてきましたが、42年以前は、新築家屋も従来からある家屋も評価額をすえ置いたために、バランスが崩れたわけです。

このため、48年1月1日現在の市内全家屋の評価水準を定めて、水準の低いものは新評価額の約50%まで上げます。

これは33年から44年までに建てられた木造建物で、その割合が33～47%と、47年に新築したものの80%に比べて極端に低く、この不均衡を是正するために上げるわけです。

この割合が50%以上になっている32年以前および45年以後に建築されたものはいまのところすえおくことにしています

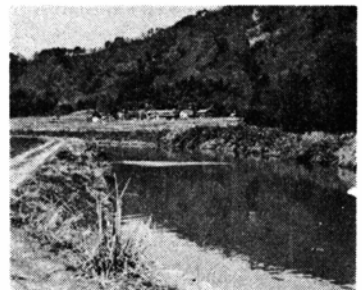


48

くらがふち

赤根川が盆地の北端で東に曲った所をくらがふちと呼んでいます。鎌倉時代末期に、淡川時治は地頭として牛ヶ原にいましたが、京都の六波羅が討ち滅ぼされたとの知らせが伝わると、総勢7千という平泉寺僧兵の襲撃を受けるのです。

多勢に無勢、死を覚悟した時治は、妻とふたりの幼児に言いふくめて、赤根川のふちに身を投げさせ、自らも馬に乗ってこのふちにかけて自害して果てたのです。



この悲話は「太平記」に「越前牛ヶ原地頭自害の事」として書かれています。その時の馬のくらは長くこのふちに沈んで主となり、人々はこのふちをくらがふちと呼んで、あわれな親子の悲しみをながく伝えているのです。

(写真はくらがふち)

ゴミ収集日を大幅に変更

実施は4月2日から

市は年々ふえるゴミを能率よく収集するため、4月2日(月)から市街地の収集日を大幅に変更します。これは、月曜日から土曜日まで6つに分かれている収集区域を整理したためです。

新しい収集区域は、国・県道、おもな市道を境にして、中央部・北部・南部などと6つの方面別に分け、その地域を集中して収集できるようにしたものです。

これまで、区域が同じでも収集日が別であったり、曜日が同じでもかけ離れた一部の地域を集めたりしたために、収集能率が悪かったわけです。

市ではこの実施前に、新しい収集区域図をつくり各家庭にお届けします。ご協力をお願いします。

なお、382カ所のステーション(集積場)は変更しません。

1年に8,123トンのゴミ

経費は1世帯で4,542円

昨年1年間に市が集めたゴミ量は、前年より3.7%多い8,123トン、1日平均では、28.4トンになり、5年前に比べると1.6倍のふえようです。この重さは米になおすと13万5,000俵余(1俵60斤)になります

〔注〕21カ月＝第2期(7月)までの月数3カ月＋第3期(12月)までの月数8カ月＋第4期(翌年の2月)までの月数10カ月。月数の計算は、14日以下は切り捨て、15日以上は1カ月とします。

◎…前納される場合は

①納税貯蓄組合に加入されている方は早めに組合長さんに申し出てください。

②組合に加入されていない方は、市税務課または指定金融機関の窓口へ申し出てください。

国民年金保険料も前納を

国民年金保険料も前納するとお得です。

年金保険料の前納は1年分を単位として、どの月から納められてもいいのですが、なるべく4月と10月に納められるようお願いします。

4月に、49年3月までの1年分を前納されますと、保険料は7,650円が7,440円に、所得比例に加入されていますと1万2,000円が1万1,680円に割引きされます。

保険料は49年1月から改正され、1カ月550円が900円に、所得比例分が350円が400円になり、上の例はこれによって計算したものです。

前納される方は、市民課まできていただくか、電話でご連絡ください。

市税を前納されると、報償金が付きまし、納期ごとに納める手間も省けます。お得で便利な前納をおすすめします。

前納とは、納期前に税金を納めることで固定資産税・個人市民税(法人を除く)・国民健康保険税が対象になります。

これらの税金の納期は、4期に分かれています。1期の税金を納められるときにあとの2・3・4期分を、また、2期のときに3・4期分を、3期のときに4期分をそれぞれ合わせて納めることを前納といえます。そして前納報償金の付くのは、いわば納期が過ぎると延滞金をいただくのと反対に早く納められたときにはその分安くなるということで、その額は預金の利息以上になります。

前納報償金の額は次の算式で求め、税額と納期前の月数によって異なります。

＜前納報償金＞

$$\text{納期前の税額} \times \frac{1}{100} \times \text{納期前の月数}$$

例えば固定資産税が年額4万円で、第1期の納期限(4月30日)の15日前に、第1期と合わせて2～4期分を納められた場合は、次のようにその報償金は2,100円になります。

$$1万円 \times \frac{1}{100} \times 21\text{カ月} = 2,100\text{円}$$

利息を上回る報償金 有利な市税の前納

このうち燃やしたゴミ5,351トン(66%）、埋立てしたゴミ2,772トン(34%)。このほか焼却場への直接持ち込みが3,520トン。

週2回収集(冬は1回)の実世帯は、6,091、人口は22,959人。1日1世帯の排出量は3,731トン、1世帯当たりの年間経費は4,542円かかったこととなります。

このゴミは収集車5台、作業員22人で収集、車の延べ台数は4,770台、走行距離は大野一東京間を50往復できる6万3,628キロになります。

生産調整 昨年の92.8パーセント

ゆるやかな調整に

2月12日県から示された当市の48年産米生産調整目標数量は、昨年の92.8%の2,473トン、面積にして約530ヘクタールです。

一方、予約限度数量は1万4,104.8トン(23万5,066俵)。これは総数の96.8%を第1次内示数量として示されたもので、残りは作付状況などをみて追加配分されることになっています。

生産調整目標数量は、昨年の92.8%ですが、休耕扱いとなる圃場整備事業の夏季施工面積がことしは約380ヘクタール予定され大幅にふえるため、実質的には昨年の50%以下のゆるやかな調整になる見込みです。

同様に予約限度数量も、各農家では県から示された対前年比の102%以上にふえることとなります。

生産調整奨励補助金は、昨年と変わりません。10ヘクタール以上の平均は、休耕が3万円、寄託休耕・普通転作が3万5,000円、集団転作など特別転作が4万円です。

昨年の当市の実績は、調整目標数量2,662.2トンに対して2,251.6トンで、実施率は84.6% (県平均76.3%)です。奨励補助金の総額は、1億6,788万円余。

また、出荷数量は1万3,749トンで、予約限度数量1万4,284トンの96.3%。実施率が84.6%でありながら限度数いっぱいに出荷されていないことを示しています。

スマイル

「大豆製品高騰」

あなたの誕生日だから
オトーフ買っとくワ

—主 婦

コーナ

夜でも使える学校体育館 体力づくりにご利用を

運動不足になりがちな一般市民の方にスポーツやレクリエーションで、健康な体力を養ってもらおうと、市は学校の体育館などに照明設備を取り付け、夜でも利用できるようにしています。

各種競技の練習や大会・運動会・レクリエーションなどにどしどしご利用ください。

昨年1年間にこれらの学校施設を利用された延べ人数は、市人口の90%に当たりますが、利用者の層が限られている傾向もあって、市体育課ではもっと幅広い利用を望んでいます。

夜間照明のある学校をおもな利用種目

別にあげますと、次のとおりです。

- ▷開成中学校ナイターグラウンド=屋外競技
- ▷同校体育館=バスケットボール
- ▷下庄小学校体育館=バレーボール
- ▷有終西小学校体育館=卓球
- ▷有終南小学校体育館=剣道。

○…申し込みは

使いたい日の3~4日前に、市教育委員会にある申請書に必要事項を書いて、それぞれの学校長の承認をもらって教育委員会へ出してください。

開成中学校ナイターグラウンドは、教育委員会へ直接申請してください。

お知らせ

■…国保の保険証が変わります

4月1日から国民健康保険の被保険者証(保険証)が変わります。

新しい保険証は淡緑色で、文字はカタカナになります。3月27日ごろまでに区長さんを通じてお届けします。

これまで使ってこられた黄色の被保険者証は4月1日からは使えませんので、新しいものと引き替えにお返しください

■…三つを忘れず窓口へ、老人医療費

老人医療費の受給資格者の方が、お医者さんにかかる場合は、次の3つを必ず窓口に提出してください。

- ①加入されている被保険者証
- ②受給資格者証(だいたい色)

③老人医療費請求書

③の請求書は、初めてかかるときに必要、続けてみてもらっているときは、1カ月に1枚必要です。1人に3枚お渡ししてありますが、なくなったら福祉事務所へおいでください。

■…郵便局の預金者貸付のご利用を

まとまったお金を貯金していながら当座のお金に困るときは、郵便局の「預金者貸付」をご利用ください。

定額貯金のほか、定期貯金・積立貯金でも借りられ、預けた貯金はそのままでも利息がつかます。

貸付額は1人10万円まで。どこの郵便局でも受付、その場でお貸しします。

詳しいことはお近くの郵便局でご相談ください。

—大野郵便局

所得税の確定申告と納税は

3月15日までに

市・県民税もお忘れなく

所得税の確定申告と納税は3月15日までです。すでに申告の必要な人にはお手元へ申告用紙と納付書(納税の用紙)をお送りしてあります。早めにご自分で正しい申告と納税を済ませてください。

税務署では、確定申告と納税についてご相談に応じていますので、気軽にお出かけください。

所得税の確定申告を済ませた方は事業税(県税)、市・県民税の申告はいりません。

なお、本紙2月号でお知らせしましたように、市・県民税の申告も3月15日までです。申告の必要な人には用紙をお届けし、回覧で受付日程をお知らせしてありますので、忘れずに申告してください。

■…つり愛好者の方はご加入を

大野市漁業協同組合(組合長宮田準氏 組合員74人)は、つり愛好者の組合加入を呼びかけています。

加入資格は、年間約30日川へ出られる人。出資金は1万円。

ご希望の方は、商工会館内の同組合事務所へお申し込みください。

同組合は、市民のみなさんに川に親んでもらおうと、つり場の保護と安全、アユ・アマゴなど魚類の増殖に努めています。

おととなは深く反省をしたものである(M生)

三月三日は桃の節句である。二年連続の暖冬で桃の花も咲き始めるかも知れない。桃はわが国の梅や桜と同様に中国では大変愛されている。「桃李(り)もの言わざれども下、自づから徑をなす」や「李下に冠を正さず」の格言は花とともに今なお生きていく。▼さて桃の節句のいわれだが、五節句の一つで雛(ひな)祭り、三月節句・上巳(じょうし)の節句ともいわれる。三月三日に雛人形を飾り、ひし餅・桃花・白酒などを供え、また親類が初節句の女の子に雛を贈るなど、女兒の節句とされているが、このような雛祭りになったのはそれほど古くはない。平安時代に貴族間でこの日に陰陽師を召してはらいをさせ、また人形に汚れや災を移して川などに流す行事があった。▼雛という名は平安時代に貴族の子女の間に行なわれた雛遊びという遊戯から出たもので、今日のママゴトのようなものであった。それが節句と結びついて雛祭りに発展したと考えられている。▼それはさておき現代の世相には雛祭りの意義も忘れかけようとしている。雛を川へ流して供養したのに、実子を捨たりする現実である。もとは素朴な紙雛もデラックスな商品としてデパートに進出している。高価なものほど子供が喜ぶと思ふ虚栄と過保護の風潮の裏に無責任が付きまわっている。▼春は弥生の三月、新入学を待つ子供たちや、反面母校を巣立ちゆくシーズンでもある。いずれにしてもそれぞれの子供たちのひとみはつばらで、春の青空のようにすがすがしく澄んでいる。春風たいとうたるなどと、甘やかしの言葉だけを済まされたい何かがあることを、私たちおとなは深く反省をしたものである(M生)



三月三日は桃の節句である。二年連続の暖冬で桃の花も咲き始めるかも知れない。桃はわが国の梅や桜と同様に中国では大変愛されている。「桃李(り)もの言わざれども下、自づから徑をなす」や「李下に冠を正さず」の格言は花とともに今なお生きていく。▼さて桃の節句のいわれだが、五節句の一つで雛(ひな)祭り、三月節句・上巳(じょうし)の節句ともいわれる。三月三日に雛人形を飾り、ひし餅・桃花・白酒などを供え、また親類が初節句の女の子に雛を贈るなど、女兒の節句とされているが、このような雛祭りになったのはそれほど古くはない。平安時代に貴族間でこの日に陰陽師を召してはらいをさせ、また人形に汚れや災を移して川などに流す行事があった。▼雛という名は平安時代に貴族の子女の間に行なわれた雛遊びという遊戯から出たもので、今日のママゴトのようなものであった。それが節句と結びついて雛祭りに発展したと考えられている。▼それはさておき現代の世相には雛祭りの意義も忘れかけようとしている。雛を川へ流して供養したのに、実子を捨たりする現実である。もとは素朴な紙雛もデラックスな商品としてデパートに進出している。高価なものほど子供が喜ぶと思ふ虚栄と過保護の風潮の裏に無責任が付きまわっている。▼春は弥生の三月、新入学を待つ子供たちや、反面母校を巣立ちゆくシーズンでもある。いずれにしてもそれぞれの子供たちのひとみはつばらで、春の青空のようにすがすがしく澄んでいる。春風たいとうたるなどと、甘やかしの言葉だけを済まされたい何かがあることを、私たちおとなは深く反省をしたものである(M生)